

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の運用の弾力化について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、本来助成を受けるべき患者が円滑に制度につながるよう、認定要件に関し以下に運用の弾力化を令和2年1月から行うこととする。
また、運用の弾力化を行いつつ、引き続き、指定医療機関の確保を行う。

運用の弾力化

弾力化前



入院1月日から4月目までの入院医療は
全て指定医療機関で行われる必要がある

弾力化後



入院1月日から3月目までの入院医療は**指定医療機関以外の医療機関**で行われることも可能とする

参加者証の取得に必要な臨床調査個人票の記載並びに医療費助成の対象となる入院4月目の入院医療は**指定医療機関**で行われる必要がある

※指定医療機関以外の医療機関での入院を認定の要件として認めるのは最大12月までとする

指定医療機関の確保

入院記録票の確認時などに指定医療機関以外の医療機関で入院医療が行われていることを都道府県が把握した段階で、当該医療機関に対して個別に指定の働きかけを行うこととする。

運用の弾力化に関する基本的な考え方

	2019 .01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	2020 .01	2020.01 時点での助成 の可否
ケー スA		指外					指外					指外	指定	○
ケー スB				指外		指外				指定			指定	○
ケー スC			指外				指外			指外			指外	× (4月目は 指定医療 機関である 必要がある)
ケー スD				指外		指外			指外			指定		× (弾力化の 適用は 2020年1月 以降に4月 目の入院 があった場 合に限る)

指定 : 指定医療機関での入院

指外 : 指定医療機関以外の医療機関での入院

※入院記録票への記載については、指定医療機関以外の医療機関においても記載できることとする。なお、指定外の医療機関が入院記録票に記載しない場合には、これまでの入院記録票と別に定める様式と当該医療機関で入院関係医療を受けたことを確認できる書類(領収書及び診療明細書等)を併せて医療費助成等への対応を行うこととする。